

定款第72条の規定に基づき、公益社団法人鹿児島市医師会定款施行規則を次のように定める。

## 公益社団法人鹿児島市医師会 定款施行規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本規則は、公益社団法人鹿児島市医師会定款施行について、必要な事項を定めるものとする。

#### (入会、異動及び退会届)

第2条 定款第7条の規定に基づく会員の入会届出書、異動届出書及び第8条の退会届出書は、本会及び日本医師会が定めた様式による。

#### (会員の種別)

第3条 会員を次の4種に区分する。医療施設とは、この場合、医療法に定める病院、診療所及び介護保険法に定める介護老人保健施設をいう。

##### (1) A会員

個人医療施設を開設する医師及び法人医療施設を開設する法人の医師である代表者。

##### (2) 準A会員

医療施設の勤務医である管理者。但し、公立の医療施設、公的医療施設、企業が開設する医療施設及び開設者がA会員として常勤する医療施設に勤務する管理者は、B会員とする。

##### (3) B会員

A・準A・C会員以外のもの。

##### (4) C会員

医師法に基づく研修医。

### 第2章 会費等

#### (会費等)

第4条 定款第9条に規定する会費等は、次のとおりとする。

##### (1) 均等割会費

①会員は会員種別毎に、別表に掲げる均等割会費を納付しなければならない。

②納付方法は、入会した月の翌月又は会員種別変更があった場合は、その翌月から納付するものとする。

##### (2) 応能割会費

①A会員及び準A会員は、前年分診療収入に基づき別表に掲げる応能割会費（応能割1及び応能割2）を納付しなければならない。

②納付方法は、開業の翌年度から納付するものとする。

③前年分診療収入とは、前年1月から12月までの医療保険収入及び介護保険収入をいう。

④A会員、準A会員に関して、管理者の交替による異動があったときは前任者に引続き納付しなければならない。

### (3) 入会金

①本会に入会する者は、別表に掲げる入会金を納付しなければならない。

②納付方法は、入会許可の日から1ヵ月以内に納付するものとする。

③臨床研修医については、別に定める。

④退会（除名を含む）した者が再入会する場合は、改めて入会金を納付するものとする。

### (4) 施設加入金

①会員又は法人が医療施設を開設したときは、別表に掲げる施設加入金を納付しなければならない。

②納付方法は、医療施設を開設した日若しくは医療施設の承継が行われた日から1ヵ月以内に納付するものとする。但し、特別な事情がある場合は、1年を限度として分納することができる。

③施設加入金は、医療施設の開設者（法人医療施設にあつてはその代表者）が会員でない場合はその施設の会員たる管理者（準A会員）が納付するものとする。

④ 会員又は法人が、第三者から既存の医療施設の譲渡を受け若しくはその他の方法でこれを承継した場合は、次に該当する場合を除き施設加入金を納付しなければならない。

ア. 夫婦、直系の親族又は兄弟姉妹の間で、承継が行われたとき。

イ. A会員が医療施設を移転開設したとき、又はA会員であった者が医療施設を再開設したとき。

ウ. 共同経営の医療施設において、共同出資者間の交替による開設が行われたとき。

エ. 法人の代表者が交替した場合であっても、法人が継続しているとき。

⑤公立の医療施設及び公的医療施設は、施設加入金の納付を要しない。

2 会費等の取扱いに疑義がある場合は、その都度理事会で協議し、決定するものとする。

### (入会金・施設加入金の返却)

第5条 入会金・施設加入金は退会した場合においても返却しない。但し、施設加入金については、特別の事情があると認めるときは、理事会の議を経て返却することができる。

### (会費の免除)

第6条 高齢者会員（80歳以上）については会費のうち均等割を免除する。但し、会費の納付期間が2年に満たない者については、この限りでない。

2 会員が次に該当する場合には、申請に基づき会費を免除することができる。

(1) 疾病・傷害により入院または診療に従事しない期間が4ヶ月以上にわたるときは、4ヶ月を経過したのちその翌月分から均等割を免除する。

- (2) A・準A会員で疾病・傷害により入院する期間が4ヶ月以上にわたるときは、4ヶ月を経過したのちその翌月分から均等割、応能割を免除する。

### 第3章 区及び支部

#### (区及び支部)

第7条 定款第16条に規定する区及び支部は別表のとおりとする。

#### (区長及び副区長)

第8条 区に区長、副区長を置く。

- 2 区長は、区所属の会員の互選により選任し、会長が任命する。
- 3 区長は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 4 区長は、次の職務を行う。
  - (1) 区所属の会員との連絡調整
  - (2) 本会の業務運営に関して、会長に建議、意見提言を行うこと
- 5 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 区長及び副区長は、支部長会に出席することができる。
- 7 前項の職務を行うため、会長は、本会の役員、区長をもって構成する区長会を招集することができる。

#### (支部長・副支部長)

第9条 支部に支部長及び副支部長を置く。

- 2 支部長は、支部運営上の業務を処理する。
- 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が不在のときは、その職務を代行する。
- 4 会長は、必要により支部長会を開くことができる。

### 第4章 選挙管理委員会

#### (選挙管理委員会の設置)

第10条 定款第19条(代議員の選出)及び定款第20条(予備代議員)に規定する代議員及び予備代議員の選出並びに定款第36条(役員を選任)及び定款第37条(会長、副会長及び業務執行理事の選定等)に規定する役員を選任及び会長、副会長及び業務執行理事の選定等に関する事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第4条の別表 (会費等)

(年額)

会費等	会員種別	会費等の額		
(1) 均等割 会費	A・準A	120,000 円		
	B	30,000 円		
	C	18,000 円		
(2) 応能割 会費	A・準A	開業の翌年度 から15年間	応能割 1 前年分診療収入の 2/1,000 とする。 100万円限度	応能割 2 前年分診療収入 の1/1,000 とす る。 但し、収入が 6,000万円を超え る部分について は、0.5/1,000 と する。 9万円限度
		16年目以降	前年分診療収入の 1/1,000 とする。 100万円限度	
(3) 入会金	A・準A・B	20,000 円		
(4) 施設加 入金	A・準A	1,200,000 円		

第7条の別表（区及び支部）

（別表）定款第16条及び定款施行規則第7条に規定する区及び支部境界編成表

（昭和35年4月11日理事会決定を基に作成）

本表において、住居表示における住所変更等の軽微な修正については、理事会の議決事項とする。

（平成29年6月21日 第12回定時代議員会決定）

北 区	上町支部	川上町、緑ヶ丘町、下田町、吉野町、吉野、坂元町、清水町、鼓川町、池之上町、稲荷町、春日町、柳町、浜町、上竜尾町、下竜尾町、冷水町、長田町、大竜町、上本町、小川町、岡之原町、大明丘、東坂元、祇園之洲町、西佐多町、東佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡 岩崎谷より JR 鹿児島本線滑川以北、上町、吉野、吉田、磯、三船方面
	錦江支部	小川町、易居町、名山町、山下町、中町、金生町、泉町、大黒町、東千石町、呉服町、船津町、堀江町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、新島町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島武町、桜島横山町 滑川鹿児島本線旧県庁前通り左折、照国神社通り左折、ボサド通りボサド棧橋、海岸を囲む地域（桜島地区を含む）
中央区	城山支部	平之町、西千石町、東千石町、照国町、城山町、中町 岩崎谷鹿児島本線滑川交差点より旧県庁前通り左折、照国神社通り右折、電車通り高見馬場右折、三官橋通り、甲突川、新上橋ガード下、城山を囲む地域
	甲東支部	堀江町、住吉町、千日町、船津町、城南町、松原町、南林寺町、甲突町、錦江町、新屋敷町、新町、本港新町 ボサド棧橋、ボサド通り左折、銀座通り右折、清滝川左折、昭和大通り、甲突橋、甲突川下る海岸を囲む地域
	清滝支部	樋之口町、山之口町、千日町 高見馬場電車通り右折、照国神社通り右折、ボサド通り左折、銀座通り右折、清滝川右折、昭和大通り右折、電車通り高見馬場を囲む地域
	中央支部	加治屋町、西千石町 三官橋通りより高見馬場市電、甲突橋・甲突川・西田橋を囲む地域
	中洲支部	中央町、上之園町、上荒田町 高見橋、電車通り、鹿児島中央駅、JR 指宿枕崎線、唐湊郵便局、大学通り左折、高麗町本通り、高麗橋、甲突川上る高見橋を囲む地域
	市立病院支部	
西 区	甲北支部	新照院町、草牟田、草牟田町、城山、永吉、明和、原良、原良町、薬師、城西、鷹師、常盤、常盤町、西田 冷水・護国神社通り甲突川上る、玉江橋、中迫、原良山手、水上坂、西田本通り、JR 鹿児島本線、新上橋、城山山手、冷水を囲む地域

	伊敷支部	玉里町、玉里団地、若葉町、西伊敷、千年、下伊敷、下伊敷町、小野、小野町、犬迫町、小山田町、皆与志町、伊敷、伊敷町、坂元町、西坂元町、岡之原町、伊敷台、花野光ヶ丘、有屋田町、郡山町、西俣町、郡山岳町、油須木町、東俣町、川田町、花尾町 冷水・護国神社通り甲突川上る、玉江橋、中迫山手以西地域
	武岡支部	西田、武、田上、田上町、西別府町、武岡、西陵、田上台、上谷口町、福山町、松陽台町、春山町、石谷町、直木町、入佐町、四元町、平田町 新上橋、JR 鹿児島本線、西田本通り、水上坂、武岡山手、新川上流、田上、JR 指宿枕崎線、鹿児島中央駅、電車通り、高見橋、甲突川、新上橋を囲む地域
東 区	荒田支部	高麗町、荒田、与次郎、下荒田、天保山町 甲突川上る、高麗橋、高麗町本通り左折、大学通り、海岸を囲む地域
	郡元支部	鴨池、郡元、郡元町、真砂町、真砂本町、唐湊 海岸、大学通り右折、電車通り、唐湊地区新川下る、涙橋、新川下る川沿いの郡元町より新川鶴ヶ崎橋、鴨池中に沿い南端海岸を囲む地域
	紫南支部	鴨池新町、南郡元町、東郡元町、南新町、日之出町、紫原、西紫原町、宇宿、宇宿町、新栄町、三和町、広木、向陽、中央港新町 南端海岸の一部、新川鶴ヶ崎橋、新川上る、涙橋、紫原山手と旧谷山市との境界線で囲む地域
南 区	谷山支部	桜ヶ丘、山田町、中山、中山町、魚見町、東谷山、西谷山、上福元町、希望ヶ丘町、下福元町、小松原、和田、平川町、東開町、南栄、卸本町、五ヶ別府町、星ヶ峯、皇徳寺台、自由ヶ丘、小原町、清和、坂之上、谷山中央、慈眼寺町、錦江台、光山、七ツ島、谷山港、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町 旧谷山市

この定款施行規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成 24 年 6 月 28 日 改正施行

平成 29 年 6 月 21 日 改正施行